

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付：令和5年6月6日

2. 認定事業適応事業者の名称

タツモ株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1） 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。

我が社は、TCFDの枠組みを参考に、気候変動が当社の事業に与えるリスク・機会を把握、分析し、適切なリスクマネジメントを行い、これを事業戦略に反映させるとともに、適切な情報開示に努めてまいります。我が社は、事業を通じて、地球温暖化の原因とされているCO₂等の温室効果ガス排出の削減に貢献しながら、持続的な成長に取り組む。

（2） その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2024年度（目標年度）までに会社全体の炭素生産性を43.7%向上させる。

（3） 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4） 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5） 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

生産用機械器具製造業（26）

計画の対象となる事業は主に半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置を製造するものであるため。

（6） 事業適応の具体的内容

計画初年度は、以下の取組を実施予定。

- ・本社及び各工場（4か所）の屋根に自家消費型太陽光発電設備を設置。
- ・既に導入したLED照明と併せて、炭素生産性を改善させる。
- ・半導体製造装置の開発及び製造をすることで付加価値の向上を目指す。

計画2年度目は、計画初年度に導入した自家消費型太陽光発電設備の取り組みを継続し安定稼働させることにより炭素生産性を改善させる。

目標年度は、計画初年度、2年度目の取り組みを継続することによって、会社全体の炭素生産性を43.7%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期2023年6月、終了時期2024年12月